

第7期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

- A: 意見を反映し案を修正した
- B: 案で対応済み
- C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする
- D: 意見を反映できなかった
- E: その他(感想・意見、質問)

意見No.	ページ ()は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方	関係課
第4章 施策体系と施策の展開 柱1 基盤づくり 課題					
1	37	「課題」における「専門職」とは具体的にどのような職種か？ また県に職員として配置しているのは具体的にどのような職種なのか？ 多職種連携には様々な課を経験した方が良いと考えるが、県にいる専門職も適宜異動をし、多様な分野の経験を持たせているのか？	E	専門職は介護支援専門員、相談支援専門員、児童福祉司、スクールソーシャルワーカー、生活保護ケースワーカー、社会福祉士、保健師など個人や世帯の課題に応じて幅広く必要な支援を想定しています。 県では、生活保護ケースワーカー、児童福祉司、保健師、スクールソーシャルワーカーなどを配置しています。 県の福祉職職員は、児童相談所や福祉事務所のほか本庁等にも異動し、幅広い経験を積み、自身のスキル向上につなげていくことも可能です。	福祉政策課 地域包括ケア課
第4章 施策の展開 柱2 地域づくり2-6 認知症になっても暮らせる地域づくり					
2	99 (97)	若年性認知症は地域包括ケア課の仕事、高次脳機能障害は障害者福祉推進課の仕事というように、縦割りで分けられていた若年性認知症支援、高次脳機能障害支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援となるよう見直し、同じ器質性精神障害である若年性認知症、高次脳機能障害について、研修や、市町村への支援を実施していくことを計画に記して下さい。	A	下記のとおり、計画に反映します。 また、事故や疾病などに起因する高次脳機能障害は、認知症と似た症状を見ることがあります。そのため、相談体制の充実や本人の希望に応じた支援を行うには、関係機関との連携も重要です。	地域包括ケア課 障害者福祉推進課
第4章 施策の展開 柱4 環境づくり4-7 配慮が必要な方への支援					
3	152 (150)	「保健師等」とは他にどのような職種があるのか？ 医師や理学療法士、言語聴覚士など実際に難病治療に携わる職種もいるのか？	E	県保健所での在宅難病患者支援における家庭訪問は、基本的に保健師が実施いたしますが、必要に応じて管理栄養士も同行することがあります。	疾病対策課